二　別表特定非営利活動法人子どものいのちを守る会の項中「平成二十一年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人日本ホルモンステーションの項中「平成二十一年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に改める。

○国税庁告示第二十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターの項中「今村　和男」を「内山　彪」に改め、同表特定非営利活動法人山友会の項中「藤井　泰定」を「大脇　甲哉」に改め、同表特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会の項中「東京都千代田区神田神保町二丁目十三番」を「東京都台東区浅草橋一丁目三二番六号コスモス浅草橋酒井ビル」に改め、同表特定非営利活動法人日本ホルモンステーションの項中「京都府京都市左京区吉田河原町一四番地財団法人近畿地方発明センター内」を「京都府京都市左京区下鴨森本町一五番地財団法人生産開発科学研究所内」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二項に次の五号を加える。

九十五　小児期の悪性腫瘍に対する^{18}ＦＤＧを用いたポジトロン断層撮影による検査（神経芽腫、軟部腫瘍、胚細胞性腫瘍又は腎芽腫に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら小児科、小児外科、整形外科又は放射線科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　小児科専門医、小児外科専門医、整形外科専門医又は放射線科専門医であること。

(3)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　小児科、小児外科又は整形外科並びに放射線科を標榜していること。

(2)　乳腺専門医又は外科専門医であること。

(3)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　乳腺外科又は外科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　放射線科において、常勤の医師が配置されていること。

(4)　麻酔科標榜医が配置されていること。

(5)　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

(6)　薬剤師及び診療放射線技師が配置されていること。

(7)　病床を有していること。

(8)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(9)　当直体制が整備されていること。

(10)　緊急手術体制が整備されていること。

(11)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(12)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(13)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(14)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

九十六　腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検（触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、放射性同位元素及び色素を用いて行うものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら乳腺外科又は外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　乳腺専門医又は外科専門医であること。

(3)　当該療養について二年以上の経験を有すること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　乳腺外科又は外科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(4)　麻酔科標榜医が配置されていること。

(5)　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

(6)　薬剤師が配置されていること。

(7)　病床を有していること。

(8)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(9)　当直体制が整備されていること。

(10)　緊急手術体制が整備されていること。

(11)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(12)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(13)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(14)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

九十七　腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検（触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、色素を用いて行うものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら乳腺外科又は外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　乳腺専門医又は外科専門医であること。

(3)　当該療養について二年以上の経験を有すること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　乳腺外科又は外科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(4)　麻酔科標榜医が配置されていること。

(5)　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

(6)　薬剤師が配置されていること。

(7)　病床を有していること。

(8)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(9)　当直体制が整備されていること。

(10)　緊急手術体制が整備されていること。

(11)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(12)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(13)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(14)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

九十八　悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の同定、転移の検索及び遺伝子診断（触診及び画像診断の結果、悪性黒色腫の遠隔転移が認められないものであって、臨床的に所属リンパ節の腫大が確認されていないものに限る。）の施設基準